

2024 年 6 月 27 日 一部改正
2024 年 1 月 30 日 技術委員会 審議
2024 年 5 月 31 日 国土交通大臣 認可

水位検知警報装置の防爆仕様及び 内航船における水位検知警報装置の設置免除

改正対象

鋼船規則 D 編
鋼船規則検査要領 B 編及び D 編

改正理由

2015 年に発生した貨物船の沈没事故を契機として、ばら積貨物船及びタンカー以外の複数の船倉を有する貨物船に対して水位検知警報装置を設置することが 2024 年 1 月 1 日より義務化されている。

一方で、水位検知警報装置の性能基準に対する統一解釈である MSC.1/Circ.1572/Rev.1 に規定される防爆形電気機器に関する要件について、関連する IMO 決議との整合が取れておらず不明確であった。

このため、IACS では防爆形電気機器に関する要件を明確化するべく、MSC.1/Circ.1572/Rev.1 の改正案を作成した。当該統一解釈の改正案は、2024 年 1 月に開催された IMO 第 10 回船舶設計・建造小委員会（SDC 10）にて合意が得られており、2024 年 5 月に開催予定である IMO 第 108 回海上安全委員会（MSC 108）での承認が行われた。

今般、MSC.1/Circ.1572/Rev.1 の改正案に基づき、関連規定を改める。

また、総トン数 500 トン未満の船舶又は国際航海に従事しない船舶に対して、水位検知警報装置の設置を免除するべく関連規定を改める。

改正内容

- (1) 水位検知警報装置の防爆形電気機器に関する要件を明確化する。
- (2) 総トン数 500 トン未満又は国際航海に従事しない、ばら積貨物船及びタンカー以外の複数の船倉を有する貨物船（限定近海区域、沿海区域及び平水区域を航行する船舶に限る）については、水位検知警報装置の設置に関する規定を適用する必要はない旨規定する。

施行及び適用

- (1) 鋼船規則 D 編 25.2.1-4.及び 25.2.3-3.並びに鋼船規則検査要領 B 編 B3.2.3-6.
次のいずれかに該当する船舶に適用
 - i) 2024 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶

- ii) 2024 年 7 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶(建造契約がない場合)
 - iii) 2028 年 1 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶
- (2) 鋼船規則検査要領 D 編 D13.8.5-3.
- 次のいずれかに該当する水位検知警報装置に適用
- i) 前(1)が適用される船舶に搭載される水位検知警報装置
 - ii) 前(1)が適用されない船舶にあっては、引渡し後、交換等によって搭載される水位検知警報装置

ID: DX23-17

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「水位検知警報装置の防爆仕様及び内航船における水位検知警報装置の設置免除」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 D 編 機関	鋼船規則 D 編 機関	
25 章 航路を制限される船舶及び 小型の船舶に施設される機関の特例	25 章 航路を制限される船舶及び 小型の船舶に施設される機関の特例	
25.2 特例の内容	25.2 特例の内容	
25.2.1 船級符号に <i>Coasting Service</i> 又はこれに相当する付 記を有する船舶	25.2.1 船級符号に <i>Coasting Service</i> 又はこれに相当する付 記を有する船舶	
-4. 船級符号に <i>Coasting Service</i> 又はこれに相当する付記 を有する船舶のうち国際航海に従事しない船舶及び総トン数 500 トン未満の船舶にあつては、-1.から-3.によるほか、次に よることができる。 (1)から(5)は省略) (6) 13.5.10, 13.6.1-6., 13.8.5, <u>13.8.7</u>, 13.9.1-5.及び 13.9.1-6. の規定は適用しなくても差し支えない。 ((7)から(17)は省略)	-4. 船級符号に <i>Coasting Service</i> 又はこれに相当する付記 を有する船舶のうち国際航海に従事しない船舶及び総トン数 500 トン未満の船舶にあつては、-1.から-3.によるほか、次に よることができる。 (1)から(5)は省略) (6) 13.5.10, 13.6.1-6., 13.8.5, 13.9.1-5.及び 13.9.1-6.の規 定は適用しなくても差し支えない。 ((7)から(17)は省略)	鋼船規則 D 編 13.8.7: 複数船倉貨物船の水位検 知警報装置

「水位検知警報装置の防爆仕様及び内航船における水位検知警報装置の設置免除」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 1. この規則は、2024 年 7 月 1 日から施行する。 2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。 (1) 2024 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶 (2) 建造契約が存在しない場合には、2024 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶 (3) 2028 年 1 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶		

「水位検知警報装置の防爆仕様及び内航船における水位検知警報装置の設置免除」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B3 年次検査 B3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査 B3.2.3 効力試験 -6. 規則 B 編表 B3.3 第 9 項にいう水位検知警報装置（規則 D 編 13.8.5, 規則 D 編 13.8.6, 並びに B1.1.3-9.(5)参照）の検査は、次の船舶に設置される装置に適用する。 (1)及び(2)は省略 (3) <u>国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船であって、規則 C 編 2-2 編附属書 1.1 An1.2.1(1)に定義するばら積貨物船及びタンカー以外の複数の船倉を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの。</u> (a) 2024 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われるもの (b) 建造契約がない場合には、2024 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあるもの (c) 2028 年 1 月 1 日以降に引渡しが行われるもの	鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B3 年次検査 B3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査 B3.2.3 効力試験 -6. 規則 B 編表 B3.3 第 9 項にいう水位検知警報装置（規則 D 編 13.8.5, 規則 D 編 13.8.6 及び規則 D 編 13.8.7 参照）の検査は、次の船舶に設置される装置に適用する。 (1)及び(2)は省略 (3) 規則 C 編 2-2 編附属書 1.1 An1.2.1(1)に定義するばら積貨物船及びタンカー以外の貨物船であって、複数の船倉を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの。 (a) 2024 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われるもの (b) 建造契約がない場合には、2024 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあるもの (c) 2028 年 1 月 1 日以降に引渡しが行われるもの	総トン数 500 トン未満の船舶は適用対象外とする

「水位検知警報装置の防爆仕様及び内航船における水位検知警報装置の設置免除」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 1. この達は、2024 年 7 月 1 日から施行する。 2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。 (1) 2024 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶 (2) 建造契約が存在しない場合には、2024 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶 (3) 2028 年 1 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶		

「水位検知警報装置の防爆仕様及び内航船における水位検知警報装置の設置免除」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 D 編 機関 D13 管艙装 D13.8 測深装置 D13.8.5 ばら積貨物船等の水位検知警報装置 -3. 規則 D 編 13.8.5-1.(4)にいう「本会が適当と認める構造及び機能を有するもの」とは、次の(1)から(8)の要件を満足し、船用材料・機器等の承認及び認定要領第 7 編 5 章の規定に基づき承認されたもの又は IMO 決議 MSC.188(79)（その後の改正を含む）に基づき本会が適当と認める機関により承認されたものをいう。 ((1)及び(2)は省略) (3) 次の(a)から(c)に掲げる場所に設けられる水位検知警報装置の電気機器は、積載する貨物により形成される爆発性ガス雰囲気及び／又は爆発性粉塵雰囲気並びに <u>IEC60092-506 の 3.1 項で定義される危険場所 (1 種危険場所に相当)</u> に適したガス蒸気グループ及び温度等級を有する本質安全防爆形電気機器又は安全型の電気機器とすること。なお、積載する貨物の特性が不明な場合、温度等級 <u>T6</u> 、ガス蒸気グループ <u>IIC</u> 及び／又は粉塵グループ <u>IIIC</u> 若しくは <u>IP5X</u> 以上の保護外被を有するものとする。ただし、可燃性又は爆発性雰囲気を形成しない貨物のみを積載する船舶に備える装置の電気機器にあっては、この限りではない。また、積載する貨物の種類を制限する場合にあっては、表面温度の制限を積載貨物の種類に応	鋼船規則検査要領 D 編 機関 D13 管艙装 D13.8 測深装置 D13.8.5 ばら積貨物船等の水位検知警報装置 -3. 規則 D 編 13.8.5-1.(4)にいう「本会が適当と認める構造及び機能を有するもの」とは、次の(1)から(8)の要件を満足し、船用材料・機器等の承認及び認定要領第 7 編 5 章の規定に基づき承認されたもの又は IMO 決議 MSC.188(79)（その後の改正を含む）に基づき本会が適当と認める機関により承認されたものをいう。 ((1)及び(2)は省略) (3) 次の(a)から(c)に掲げる場所に設けられる水位検知警報装置の電気機器は、積載する貨物に適したガス蒸気グループ及び温度等級を有する本質安全防爆形電気機器又は安全型の電気機器とし、その表面温度が <u>85 °C 以上にならないもの</u> とすること。ただし、可燃性又は爆発性雰囲気を形成しない貨物のみを積載する船舶に備える装置の電気機器にあっては、この限りではない。また、積載する貨物の種類を制限する場合にあっては、表面温度の制限を積載貨物の種類に応じて適当に斟酌することがある。この場合、貨物に関する制限が貨物の荷役に関する冊子に記載されること。なお、当該場所の境界部分に設けられる電気機器については、気密を保持する構造等を考慮して本会がその都度定める。	IMO 第 108 回海上安全委員会にて承認予定である MSC.1/Circ.1572/Rev.2 案の取入れ

「水位検知警報装置の防爆仕様及び内航船における水位検知警報装置の設置免除」 新旧対照表

新	旧	備考
じて適当に斟酌することがある。この場合、貨物に関する制限が貨物の荷役に関する冊子に記載されること。なお、当該場所の境界部分に設けられる電気機器については、気密を保持する構造等を考慮して本会がその都度定める。 (a) 貨物倉 (b) 貨物倉に隣接し、貨物倉に気密又は水密構造でない扉、ハッチ等の開口を有する閉囲された区画 (c) 貨物倉の機械通風排気口開口から 3 m 以内の区域 ((4)から(8)は省略) 附 則 1. この達は、2024 年 7 月 1 日から施行する。 2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶に搭載される水位検知警報装置にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該船舶の引渡し後、交換等によって搭載される水位検知警報装置にあつては、この限りではない。 (1) 2024 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶 (2) 建造契約が存在しない場合には、2024 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶 (3) 2028 年 1 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶	(a) 貨物倉 (b) 貨物倉に隣接し、貨物倉に気密又は水密構造でない扉、ハッチ等の開口を有する閉囲された区画 (c) 貨物倉の機械通風排気口開口から 3 m 以内の区域 ((4)から(8)は省略)	